

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

工業技術総合センターの試験等のための新たな機器の導入に伴い、工業技術総合センター試験等手数料に新たな手数料を追加するため、また、登録免許税法（昭和42年法律第35号）等の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 登録免許税法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第2条関係）

○登録免許税法（昭和42年法律第35号）の一部改正に伴い、関係個所の所要の整理を行うもの。

法別表第3の1の2の項

→法別表第3の1の3の項

【影響額】 0千円（関係個所の所要の整理のみのため、影響なし）

(2) 工業技術総合センター試験等手数料について、化学分析に係る新たな手数料を追加することとします。（別表第5関係）

○手数料は依頼試験1種類ごとに所要経費※を算定した上で、条例上、金額を規定しているところであるが、化学分析としてマイクロSCOPEレーザー元素分析装置を導入することに伴い、手数料の規定を追加するもの。

※所要経費：人件費や減価償却費、光熱水費等の原価計算により算出した経費

【窯業試験等手数料】

・化学分析 1視野あたり 4,900円（新設）

【影響額】 29千円

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正による条項の移動等に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（別表第53関係）

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴い、関係個所の所要の整理を行うもの。

・法第14条第15項 → 法第14条第13項

・法第14条第7項(同条第15項において準用する場合を含む。)

→法第14条第6項(同条第13項において準用する場合を含む。)

・法第14条第7項 → 法第14条第6項

・法律第十四条第八項 → 法律第十四条第七項

【影響額】 0千円（関係個所の所要の整理のみのため、影響なし）

(4) この条例は、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める日から施行することとします。

ア (2)の規定 令和8年4月1日

イ (3)の規定 令和8年5月1日

ウ (1)の規定 所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日

議第 号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第61号中「別表第3の1の2の項の第4欄」を「別表第3の1の3の項の第4欄」に改める。

別表第5第2項中

化学分析	定性分析	全成分	
	定量分析	1成分	
	Pd、Cdの溶出試験	1試料	

5,700	円
4,620	
3,620	

を

化学分析	定性分析	全成分	
		1視野	
	定量分析	1成分	
		Pd、Cdの溶出試験	1試料

5,700	円
4,900	
4,620	
3,620	

に改める。

別表第53(23)の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同表(24)の項中「第14条第7項(同条第15項)」を「第14条第6項(同条第13項)」に改め、同表(25)の項中「第14条第7項」を「第14条第6項」に改め、同表(25)の2の項中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第5の改正規定 令和8年4月1日

(2) 別表第 53 の改正規定 令和 8 年 5 月 1 日

(3) 第 2 条第 2 項第 61 号の改正規定 所得税法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 13 号)附則第 1 条第 8 号に掲げる規定の施行の日

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 （使用料および手数料の額）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(60) 省略</p> <p>(61) 登録免許税法に基づく事務手数料 登録免許税法（昭和42年法律第35号）<u>別表第3の1の2の項の第4欄</u>、5の2の項の第4欄、10の項の第4欄、12の項の第4欄、23の項の第4欄および24の項の第4欄に規定する非課税の登記に該当する証明書の交付の手数料 1件につき 560円（現地における確認を要するものにあつては、3,160円）</p> <p>(62)～(91) 省略</p> <p>第3条～第9条 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表第1～別表第4 省略</p> <p>別表第5 工業技術総合センター試験等手数料</p>	<p>第1条 省略 （使用料および手数料の額）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(60) 省略</p> <p>(61) 登録免許税法に基づく事務手数料 登録免許税法（昭和42年法律第35号）<u>別表第3の1の3の項の第4欄</u>、5の2の項の第4欄、10の項の第4欄、12の項の第4欄、23の項の第4欄および24の項の第4欄に規定する非課税の登記に該当する証明書の交付の手数料 1件につき 560円（現地における確認を要するものにあつては、3,160円）</p> <p>(62)～(91) 省略</p> <p>第3条～第9条 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表第1～別表第4 省略</p> <p>別表第5 工業技術総合センター試験等手数料</p>

1 省略

2 窯業試験等手数料

区分		単位	金額
化学分析	定性分析	全成分	5,700 円
		(新設)	
	定量分析	1 成分	4,620
	Pd、Cdの溶出試験	1 試料	3,620
省略			

注 省略

別表第6～別表第52 省略

別表第53

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1)～(22) 省略	
(23) 政令第80条第1項第1号または第2項第5号の規定に基づく法第14条第15項に規定する製造販売の承認を受けた事項の変更の承認の申請に対する審査の手数料 ア～ウ 省略	省略

1 省略

2 窯業試験等手数料

区分		単位	金額
化学分析	定性分析	全成分	5,700 円
		1 視野	4,900
	定量分析	1 成分	4,620
	Pd、Cdの溶出試験	1 試料	3,620
省略			

注 省略

別表第6～別表第52 省略

別表第53

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1)～(22) 省略	
(23) 政令第80条第1項第1号または第2項第5号の規定に基づく法第14条第13項に規定する製造販売の承認を受けた事項の変更の承認の申請に対する審査の手数料 ア～ウ 省略	省略

<p>(24) 政令第80条第2項第7号の規定に基づく 法第14条第7項(同条第15項において準用する 場合を含む。)または第80条第1項に規定する 製造管理または品質管理の方法に係る承認ま たは製造開始時の調査の手数料 ア・イ 省略</p>	<p>省略</p>	<p>(24) 政令第80条第2項第7号の規定に基づく 法第14条第6項(同条第13項において準用する 場合を含む。)または第80条第1項に規定する 製造管理または品質管理の方法に係る承認ま たは製造開始時の調査の手数料 ア・イ 省略</p>	<p>省略</p>
<p>(25) 政令第80条第2項第7号の規定に基づく 法第14条第7項または第80条第1項に規定す る製造管理または品質管理の方法に係る5年 ごとの調査の手数料 ア・イ 省略</p>	<p>省略</p>	<p>(25) 政令第80条第2項第7号の規定に基づく 法第14条第6項または第80条第1項に規定す る製造管理または品質管理の方法に係る5年 ごとの調査の手数料 ア・イ 省略</p>	<p>省略</p>
<p>(25)の2 政令第80条第2項第7号の規定に基 づく法第14条の2第1項に規定する製造管理 または品質管理の方法に係る確認(以下この項 において「確認」という。)の手数料 ア 確認に係る製造工程が無菌医薬品の製造 工程である場合(ウに掲げる場合を除く。) (ア) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性 及び安全性の確保等に関する法律第十四 条第八項に規定する医薬品又は医薬部外 品の製造工程の区分を定める省令(令和3 年厚生労働省令第17号。以下この表にお いて「製造工程区分省令」という。)</u>第2</p>	<p>省略</p>	<p>(25)の2 政令第80条第2項第7号の規定に基 づく法第14条の2第1項に規定する製造管理 または品質管理の方法に係る確認(以下この項 において「確認」という。)の手数料 ア 確認に係る製造工程が無菌医薬品の製造 工程である場合(ウに掲げる場合を除く。) (ア) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性 及び安全性の確保等に関する法律第十四 条第七項に規定する医薬品又は医薬部外 品の製造工程の区分を定める省令(令和3 年厚生労働省令第17号。以下この表にお いて「製造工程区分省令」という。)</u>第2</p>	<p>省略</p>

<p>条第3号イに掲げる区分であるとき。</p> <p>(イ)・(ウ) 省略</p> <p>イ～カ 省略</p>	<p>省略</p> <p>省略</p>	<p>条第3号イに掲げる区分であるとき。</p> <p>(イ)・(ウ) 省略</p> <p>イ～カ 省略</p>	<p>省略</p> <p>省略</p>
(25)の2の2～(30) 省略		(25)の2の2～(30) 省略	
注 省略		注 省略	
別表第54以下 省略		別表第54以下 省略	